

ヒアリング項目

1. 現行の評価制度（課題や改善すべきと考えられる点について）

質問	回答	備考
(1) 経営事項審査		
■制度目的 ・「格付けに利用するための全国統一の客観的な物差し」という趣旨目的やその重要性について、どのように考えていますか。 ■審査項目やウェイト ・XYZW という構成、総合点を出すというやり方、項目間のウェイトについて特に見直すべき点はないでしょうか。	■制度目的 ・公共工事の入札参加資格審査（格付け）に用いる全国統一の客観的な物差しとしての役割は重要であり、引き続き維持していただきたいと考えています。 ・一方で、公共工事の入札では有利に働くものの、民間工事の発注者にとっての客観的な物差しとしては、十分に活用されていないと認識しています。全建総連の組合員の多くが従事する住宅建築等の民間工事では、経営事項審査の存在自体があまり知られていないのが実情ではないかと思われます。 ・民間工事の発注者（施主）に対しても、経営事項審査の意義や見方をわかりやすく周知し、工事発注・業者選定の際の活用を促すことも考えられるのではないのでしょうか。 ■審査項目やウェイト ・実際の現場施工を担う技能者に関する評価項目を増やしていただくことを期待しています。例えば、CCUS のレベル別技能者数、直接雇用する技能者の数、技能者の賃金水準などを評価に加えることが考えられます。 ・また、適正な下請取引に関する項目の設置についてもお検討いた	

■個別の評価項目 ・実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。 ■Wの位置づけ ・「その他」という位置づけやウェイトについてのご意見があればご回答ください（もっと評価すべき／このままで良い／独立して活用すべき など）	だきたいと考える。改正建設業法に基づく「労務費に関する基準」（令和7年12月施行）を踏まえ、下請への適正な労務費の支払い、契約書面の整備、支払条件（現金払い・支払期間）などを評価に反映できないか、ご検討いただければと思います。 ■個別の評価項目 ・Z（技術力）の技術職員は資格保有者（技術者）中心の評価となっており、資格を持たない熟練技能者の技能が十分に評価されていない可能性もあると考えています。CCUS の能力評価（レベル判定）、技能検定、登録基幹技能者などによる技能者の評価を強化することはできないでしょうか。 ■Wの位置づけ ・技能者の雇用、社会保険加入、処遇改善、人材育成などは、建設業の担い手確保の中核となる要素であり、「その他（社会性等）」という付随的な位置づけではなく、より重視して評価していただきたいと考えています。Wのウェイトの引上げや、担い手の確保・処遇に関する部分を独立した評価として活用することも、ご検討いただければと思います。 ・特に、CCUS の就業履歴蓄積や技能者のレベル向上に関する加点は、技能者の処遇改善に直結する取組として拡充していただき、レベル別技能者数や賃金水準など、処遇の実態の評価にも踏み込んでいただくことを期待しています。	
---	---	--

■昨今の改正事項（特に W 点）に対する認知度や新規項目に対する受け止め ・新規項目について、どの程度建設企業に認知されていると考えていますか。（一部の企業のみ／内容は多くの企業に知られている など） ・新規項目について、建設企業として加点を受けようというマインドになっていると考えていますか。 ■手続き ・申請又は審査における課題はありますか。 ・電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。 ・不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。 ・経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手 など）。 ■結果の活用状況 ・格付け以外で活用しているケースはありますか。どのようなケースがありますか。（例：協力会社に受審させるなど）	■昨今の改正事項（特に W 点）に対する認知度や新規項目に対する受け止め ・新規項目（CCUS の就業履歴蓄積の措置、ワーク・ライフ・バランスに関する認定、知識・技能の向上の取組など）は、公共工事を継続的に受注し経営事項審査を受審している一部の企業には認知されていると思われますが、住宅・民間工事を主体とする地域工務店や小規模事業者には、ほとんど認知されていないのではないかと考えています。 ・加点を受けようという意識は、主に公共工事の入札で有利になりたい企業に限られているように見受けられます。民間工事が主体の企業にとっては受審自体のメリットが乏しく、加点を目指す動機にはつながりにくいと考えます。 ■手続き ・特になし ■結果の活用状況 ・特になし	
---	--	--

・経営事項審査の結果については（一財）建設業情報管理センターの HP で公表を行っていますが、公表（内容や手法）に対するご意見があればご回答ください。		
（２）見える化評価制度		
■認知度や活用状況 ・制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。 ・制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。	■認知度や活用状況 ・全建総連の住宅生産者団体としての立場から以下回答します。 ・全建総連は、JBN・全国工務店協会、住活協とともに、建築大工（工務店）の見える化評価制度（工務店評価制度、2021 年 3 月認定）の創設と運営を担ってまいりました。しかしながら、評価を受けた企業は工務店評価基準 11 社、工務店評価 S 基準 13 社（2026 年 1 月 26 日現在）にとどまっており、制度が十分に機能しているとは言い難い状況にあると受け止めています。 ・消費者（施主）にはほとんど知られておらず、工務店の間でも一部の認知にとどまっています。評価結果が施主の工務店選びや、求職者の就職先選びに活用された事例は、当会としては把握できておりません。 ・運営団体の間では、その要因として「工務店が評価を受けるメリットが見えにくい」「消費者に知られていない」「評価項目が多く申請が煩雑」といった点が挙げられています。他職種の見える化評価制度でも評価取得企業が伸び悩んでいると聞いており、共通する背景として、①評価を受けても受注（仕事）につながっていないこと、②求職者（若者）へのアピールにつながっていないこと、の 2 点があるのではないかと考えています。	

■制度へのニーズや関心 ・元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。 ・ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。	■制度へのニーズや関心 ・現行制度は「元請企業が専門工事企業（下請）を選ぶ」場面想定した設計となっていると理解しています。一方、工務店は住宅の元請として施主から直接受注することが多く、評価を見ていただきたい相手は、元請よりもむしろエンドユーザーである施主（消費者）と、入職を考える若者ではないかと考えています。工務店分野においては、制度の想定と実態との間に一定のずれがあるように思われます。 ・元請（工務店）が大工・専門工事業者を選ぶ場面では、2（1）で述べたとおり、長年の取引や紹介に基づく選定が中心であり、評価制度へのニーズは現状ではそれほど高くないと見ています。ただし、新たな協力業者や若手技能者の技能を客観的に確認する手段としては、潜在的なニーズがあると考えています。 ・一方、エンドユーザーと求職者の側には、一定のニーズがあると考えています。施主の多くは一生に一度か数度しか発注する機会がなく、信頼できる工務店を選ぶための客観的な情報が乏しい状況にあります。また、大工を志す若者にとっても、技能者を雇用・育成し、適正に処遇している工務店を探す手段は限られています。 ・こうした認識から、運営団体では現在、制度の見直しについて議論を進めており、①エンドユーザーが工務店選びに使えること（受注機会につながること）、②担い手確保につながること（若者を迎え入れ、育てている工務店が見えること）の2点をめざしています。見直し案では、資本金・完成工事高・許可年数など規模による点数差を縮小する一方、技能者の新規雇用、就業規則の整備、CCUSのレベル判定に基づく賃金制度の整備、インターンシップ・	
--	--	--

■活用に向けた課題 ・見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。 ・見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。	キャリア教育の受入れなどを新たに評価し、評価点（100 点満点）もあわせて表示することを検討しています。評価結果の一覧ページについても、「工務店を探す人」と「大工になりたい人」に見ていただけるものに作り替えることを考えています。 ■活用に向けた課題 （評価を受ける企業を増やすために） ・評価内容を見直しても、受注や採用につながる出口が見えなければ、企業が評価を受ける動機は生まれにくいと考えています。そのため、国の住宅施策等と結びつけたインセンティブが重要ではないかと考えます。例えば、住宅の省エネ化支援、長期優良住宅、地域型住宅グリーン化事業などの補助事業において評価取得企業を明示・優遇することや、自治体の住宅リフォーム助成、公共建築物の木造化事業での参照などが考えられるのではないのでしょうか。 ・申請負担を軽減するため、評価項目を絞り込むとともに、CCUS の登録情報（事業者情報、所属技能者数、技能者のレベル等）の自動取込みを進め、申請書類をできるだけ少なくすることが有効と考えます。 ・評価実施団体の運営は、手数料収入だけでは難しい面があります。制度の周知や審査体制の維持について、国のご支援をいただけるとありがたく存じます。 （見える化された情報が利用されるために） ・消費者への周知は、業界団体の取組だけでは限界があると感じています。国土交通省のホームページ、住まいのダイヤル、自治体
---	---

	の住宅相談窓口、住宅リフォーム事業者団体登録制度などと連携し、工務店選びの際に参照できる情報として、国からも発信していただけるとありがたく存じます。 ・求職者に向けては、ハローワーク、職業訓練校、工業高校等の進路指導、若者向けの入職促進サイトなど、担い手確保の施策と連携し、「若者を迎え入れ、育てている企業」として評価結果が見えるようにすることが有効ではないかと考えます。 ・評価結果は職種・制度ごとに分散しており、利用者にとってわかりにくい面があると思われます。CCUS、経営事項審査、見える化評価などの情報を一元的に検索・閲覧できる仕組みについて、ご検討いただければと考えます。 ・評価の観点を「施工能力」中心から「技能者を雇用・育成し、適正に処遇しているか」へと広げることで、エンドユーザーと求職者の双方にとって意味のある情報になるのではないかと考えています。新たな企業評価のあり方の検討においても、見える化評価制度の経験を踏まえ、受注と採用につながる制度設計としていただくようお願いいたします。	
(3) 建設業許可		
■対象工事 ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和5年9月19日）では、「(略)建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方(略)」といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有	■対象工事 ・小規模工事は小規模・個人事業者が多く施工している現状を踏まえると、許可要件の金額（軽微な建設工事の基準）を一律に引き下げて規制を強化することは、小規模・個人事業者の負担を増やし、一人親方等の事業継続を困難にするおそれがあると懸念しています。 ・一方で、許可を要しない小規模工事の領域では、訪問販売による	

効と考えられますか。 ■要件 ・建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX 推進など）からみて、課題や改善すべき点がありますか。 <例> ・経営要件（事業承継のネックになっているかどうか） ・社会保険加入（任意加入も含め必須とすべきかどうか） ・財産基礎要件（物価上昇を踏まえて金額設定を見直すべきかどうか） ・人材育成や DX 推進といった観点から、許可時点において何らかの	悪質なリフォーム工事や、施工不良・契約トラブルなどの消費者被害も発生しています。発注者（施主）保護の観点からは、業者選定の際に技術・施工力を確認できることが有用と考えられ、CCUS（事業者登録・技能者の能力評価）の活用が有効ではないかと考えます。 ・具体的には、許可の要否にかかわらず、CCUS の事業者登録や住宅リフォーム事業者団体登録制度等の既存制度を通じて、事業者の实在や技能者の技能レベルを確認できる環境を整えるとともに、消費者に対して書面契約の重要性や事業者の確認方法を周知することが有効ではないかと考えます。 ・実態把握に当たっては、許可を持たない小規模事業者・一人親方の就労実態（請負単価、社会保険の加入、労働時間など）の把握が欠かせないと考えます。実態把握の手法等については業界団体とともにご検討いただければと思います。当組合としても協力したいと考えています。 ■要件 ・実際の現場施工を担う技能者を適正に雇用していくことは、業界の方向性として必要であると認識しています。そのため、許可制度においても、CCUS をさらに積極的に取り入れていただくことが望ましいと考えます（許可申請・更新時の CCUS 事業者登録の確認、技能者登録の促進など）。 ・経営要件：令和 2 年の改正で緩和されましたが、家族経営の小規模工務店では、後継者が要件を満たすまでに時間がかかる場合があります。事業承継が円滑に進むよう、実態に即した柔軟な運用
--	---

要件を課すべきか

と制度の周知をお願いしたいと考えています。

- ・ 社会保険加入：社会保険の加入は技能者の処遇の基本であり、当組合としても加入促進に取り組んでまいりました。ただし、5 人未満の個人事業所など、法律上任意適用とされている事業所について、許可要件として一律に加入を必須とすることは、小規模事業者の負担増や事業継続への影響が大きいと考えられるため、慎重にご検討いただきたいと考えます。なお、建設国保（適用除外承認による健康保険）への加入は、引き続き適正な保険加入として扱っていただくようお願いいたします。
- ・ あわせて、社会保険の負担を逃れるために、実態は労働者である技能者を請負契約の一人親方として扱う「偽装一人親方」化を防ぐ対策の強化も引き続きお願いしたいと考えています。
- ・ 財産的基礎要件：物価上昇を踏まえた金額の上げは、独立・開業を目指す若手技能者や小規模事業者の新規参入を妨げるおそれがあるため、慎重なご検討をお願いしたいと考えます。
- ・ 人材育成・DX 推進：許可の時点で一律の要件を課すことは、小規模事業者にとって負担が大きいと考えられます。許可要件とするのではなく、経営事項審査や新たな企業評価での加点等により取組を促す方が望ましいのではないかと考えます。
- ・ 災害発生時には、被災地復興のための緊急的な就労に際し、専任技術者の専任性の判断基準が被災地支援のハードルとなる場合があります。災害対応時については、特例的な対応をご検討いただければと考えます。

■手続き ・申請又は審査における課題はありますか。 ・電子申請の利用状況（利用しているか、利用していない理由など）についてご回答ください。 ・不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。	■手続き ・許可申請・更新・決算変更届は書類が多く、小規模事業者は行政書士に依頼することが一般的で、その費用負担が課題となっています。組合でも組合員の申請作業について相談に応じていますが、手続きの簡素化を求める声も寄せられています。 ・電子申請（JCIP）の利用は、小規模事業者では限られているように見受けられます。G ビズ ID の取得や操作の難しさが障壁となっていると考えられ、紙申請との併存と操作支援の充実をお願いしたいと考えます。	
---	---	--

2. 企業評価に対するニーズ等について

質問	回答	備考
(1) 現状		
■取引先（下請）や協力会社の選定 ・何を評価して取引先（下請）や協力会社を選定しているか、ご教示ください。 - 例：価格／実績／施工力（例：レベル4 技能者（登録機関技能者など）の有無や人数） など ・評価項目が複数ある場合、何を最優先していますか。	全建総連は、野丁場・町場を問わず、建設技能労働者・個人事業主・小規模事業者で構成する個人加盟の労働組合ですが、ここでは、組合員のうち大工や地域工務店等の実態を中心にお答えします。 ■取引先（下請）や協力会社の選定 ・地域工務店では、長年の取引関係や同業者からの紹介に基づき、実際の仕事ぶり（施工品質、技能、納期、現場での対応）を重視して協力業者（大工、専門工事業者）を選定するのが一般的と考えられます。価格も考慮されますが、住宅は施主との信頼関係が重要であることから、施工品質や信頼性が最も重視されているよ	

・選定の判断に当たって、どのような情報を把握・収集していますか。 ・その際、どのような手法やツールを用いていますか。どのくらい時間やコストを要していますか。 ・情報の把握や収集にあたって課題などがありますか。	うに思われます。 ・収集している情報は、過去の施工実績や紹介・評判など経験に基づくものが中心で、CCUS のレベルや見える化評価などの客観的な情報を体系的に活用している例は少ないと考えています。特別なツールやコストをかけて情報を収集しているケースも、多くはないのではないかと思われます。 ・一方で、大手住宅会社等の下請として施工に入る組合員からは、選定・発注が請負単価（価格）中心に行われ、技能や経験が単価に十分反映されていないとの声も聞かれます。 ■情報の把握・収集の課題 ・新たな協力業者や若手技能者の技能を客観的に確認する手段が乏しいことが挙げられます。 ・協力業者の社会保険の加入状況や、技能者の処遇（賃金）の実態を確認しにくい面があります。 ・重層下請の場合、実際に現場に入る技能者が誰であるかを把握しにくい面があります。 ・これらの課題の解決には、CCUS の普及、とりわけ住宅現場での就業履歴の蓄積を進めることが有効ではないかと考えます。	
（２）評価の対象		
■民間工事を対象とした評価について ・現行の評価制度では、「民間工事の元請企業」を念頭においた評価制度はありませんが（建設業許可を除く）、仮に、「民間工事の元請企業を（も）対象とした評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。 ・ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考え	■民間工事を対象とした評価について ・ニーズはあると考えます。住宅の新築・リフォームでは、施主の多くは一生に一度か数度しか発注する機会がなく、事業者を選ぶための客観的な情報が不足しています。リフォーム等をめぐる消費者トラブルも少なくないことから、発注者が信頼できる事業者を選べる仕組みには、消費者保護と、地域で誠実に仕事をする工	

られますか。 ■業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について ・ 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。 ・ ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。	務店・職人が正当に評価されることの両面で意義があると考えます。 ・ 想定される活用場面としては、①施主（消費者）による業者選定、②住宅省エネキャンペーン等の補助事業やリフォーム支援制度における事業者要件、③金融機関・保険（住宅瑕疵担保責任保険等）での参照、④求職者が就職先を選ぶ際の参照などが考えられます。 ・ 留意点として、評価が規模・売上中心となれば、地域の小規模工務店が実態以上に低く評価され、受注機会を失うおそれがあります。小規模であっても、技能者を雇用・育成し、適正な施工・契約を行う事業者が正当に評価される項目設計としていただきたいと考えます。また、受審の費用・手間が過大となり、実質的な参入規制とならないようご配慮をお願いいたします。 ■業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について ・ 元請・下請の区別なく、技能者の雇用・処遇・育成という共通の観点で評価する仕組みは、重層下請構造の中で実際に施工を担う企業を正当に評価できる点で意義があり、ニーズはあると考えます。住宅分野では工務店が元請と下請の双方を担うことも多く、業態を限定しない評価は実態に合っているのではないかと思われます。 ・ 想定される活用場面としては、元請による下請選定、若年者等が就職先を選ぶ際の参照（入職促進）、公共・民間を通じた企業選定などが考えられます。 ・ 評価制度が増えれば事業者の負担も増えるため、経営事項審査・見える化評価・CCUSを連携させたわかりやすい仕組みとし、CCUS
--	--

	の登録情報を共通の基盤として活用していただくことを希望します。	
(3) 評価の項目		
■ニーズや関心のある項目とその理由や用途 ・「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」のとりまとめ（令和8年4月）では、「例えば、企業としての成長性、処遇改善の取組（賃金の水準や制度等）、労務管理や従業員教育等の企業経営に関して必要とされる能力、DX推進等の生産性向上の取組、所属する技術者の能力・実績など、新たに評価すべき項目を検討すべきである」と記載されていますが、例えば、以下のような項目（※）について公的に評価するとした場合、活用のニーズはありますか？活用する場合どのような理由や用途が想定されますか？また、具体的にどのような内容を評価することが考えられますか？ ※経営事項審査において直接的な評価項目なし ①賃金の水準や制度 ②経営能力 ③雇用している人材（技能者・技術者）の数やレベル ④人材育成（育成方針の有無や教育訓練の実施状況など） ⑤DX推進（DX投資やICTの活用状況など） ⑥成長性 ⑦その他	・いずれの項目も、技能者の処遇改善と担い手確保につながるものを重視していただきたいと考えています。特に、①賃金、③雇用している人材、④人材育成は、評価の必要性が高いと考えます。 ①賃金の水準や制度 ・最も重視していただきたい項目です。技能者の賃金が評価され、「技能者を大切にできる企業が選ばれる」仕組みは、担い手確保に欠かせないと考えています。 ・評価内容としては、CCUSレベルに応じた賃金水準（レベル別年収の目安との比較）、賃金体系・昇給制度の有無、「労務費に関する基準」に基づく適正な労務費の確保と下請・技能者への支払い、社会保険・建退共等への加入、週休2日・労働時間の状況などが考えられます。 ・下請（一人親方を含む）への請負代金においても労務費相当分が確保されているかを評価の対象とすることが重要と考えます。最終下請まで労務費が行き渡ることを確約する契約（いわゆるコミットメント条項）の導入状況なども、評価に加えていただければと思います。 ・賃金データは自己申告だけでは信頼性の確保が難しいと考えられるため、確認方法をご検討いただければと思います。 ②経営能力 ・規模や利益額だけで判断するのではなく、適正な見積り（労務費・法定福利費の明示）、書面による契約、原価管理、法令遵守など、	

	適正な取引を行う能力を評価していただきたいと考えます。あわせて、小規模事業者に不利とならない評価方法としていただくようお願いいたします。 ③雇用している人材（技能者・技術者）の数やレベル ・直接雇用している技能者の数と CCUS レベル、技術者の資格を評価することに賛成です。住宅分野でも、国土交通省住宅局の「住宅建設技能者の持続的確保に向けた中長期ビジョン」の検討において社員大工化（雇用化）の促進が議論されており、これと整合的な評価としていただければと考えます。 ・規模の大小で差がつきやすいため、絶対数だけでなく、従業員に占める雇用技能者の割合やレベル構成なども考慮していただきたいと考えます。また、実態は労働者である「偽装一人親方」を評価上の人材として扱わないよう、ご留意いただく必要があると考えます。 ④人材育成（育成方針の有無や教育訓練の実施状況など） ・評価の必要性は高いと考えます。認定職業訓練校等への派遣、技能検定・技能講習の受講支援、OJT の計画、CCUS のレベルアップの実績、若年者・女性の入職・定着状況などを評価することが考えられます。 ・小規模事業者は単独での育成が難しいため、傘下組合が取り組む職業訓練など、地域の訓練機関と連携した育成も評価の対象としていただければと思います。 ⑤DX推進（DX 投資や ICT の活用状況など） ・DX 投資額や ICT 機器の導入状況を評価すると、資金力のある大企業が有利となり、小規模事業者との格差が広がるおそれがありま	
--	---	--

	す。評価する場合は、CCUS の活用、電子契約、施工管理アプリの利用など、規模に応じた取組を対象とし、ウェイトは控えめにさせていただくことが望ましいと考えます。 ⑥成長性 ・売上高の伸び等で評価すると、地域で安定的に事業を継続している小規模事業者が不利になるおそれがあります。成長性よりも、事業の継続性（事業承継・後継者育成の取組）や地域への貢献を評価していただきたいと考えます。 ⑦その他 ・安全衛生：労働災害の発生状況、安全教育、アスベスト対策・熱中症対策などの取組が考えられます。 ・適正な下請取引：労務費基準の遵守、支払条件、契約書面の整備などが考えられます。 ・災害対応・地域貢献：自治体との災害協定、応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理への協力などが考えられます。全建総連も全国木造建設事業協会（全木協）等を通じて応急仮設木造住宅の建設に取り組んでおり、地域の担い手としてのこうした貢献も評価していただければと考えます。 ・木造住宅の伝統的な技能の継承に関する取組も、評価の対象として考えられます。	
（４）活用促進		
■評価結果が広く使われるための措置 ・評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。 例：評価を受けた企業が一覧できる仕組み など	■評価結果が広く使われるための措置 ・評価を受けた企業を一覧・検索できる仕組みが必要と考えます。地域・業種・工事の種類で検索でき、消費者にもわかりやすい表示（段階評価等）としていただくことが望ましいと考えます。	

■建設企業が評価を受けにくるための措置 ・建設企業が評価を広く受けにくるようには、どのような措置が必要と考えますか。 例：制度的な位置づけ／建設業関連制度との連携／インセンティブなど	・CCUS、経営事項審査の公表情報、見える化評価、国土交通省の企業情報検索システムなどを一元的に閲覧できるようにしていただければと考えます。 ・公共工事の総合評価方式や下請選定、住宅関連の補助事業の事業者要件などで、評価結果を参照する仕組みを設けることも有効ではないかと考えます。 ・発注者・元請に対してはガイドライン等で評価結果の参照を推奨し、消費者に対しては住宅相談窓口（住まいのダイヤル等）や自治体を通じて周知していただくことが有効と考えます。 ■建設企業が評価を受けにくるための措置 ・受審手数料の無償化・低廉化と、CCUSの登録情報を活用した申請書類の最小化が有効と考えます。 ・インセンティブとしては、公共工事の入札・総合評価での加点、補助事業での優遇、融資条件の優遇、元請による下請選定での優先などが考えられます。 ・制度的位置づけについては、建設業法等に位置づけ、公的な評価としての信頼性を確保することが望ましいと考えます。ただし、受審は任意とし、受審していないことで小規模事業者が不利益を受け、事実上の参入規制とならないようご配慮をお願いいたします。 ・事業者団体・労働組合等を通じた周知や、申請支援（相談窓口）へのご支援もお願いしたいと考えます。協会としても、組合員への周知・普及に協力したいと考えています。	
---	--	--

3. その他

質問	回答	備考
■その他 ・評価制度全般に関するご意見があればご回答ください。	・企業評価制度は、価格競争から脱却し、技能者を雇用・育成し適正に処遇する企業が選ばれる市場をつくるための重要な手段であると考えています。改正建設業法等（担い手3法）による労務費の確保・処遇改善の取組と一体でご検討いただければと思います。 ・評価の主眼を「企業の規模」から「担い手の確保・育成・処遇」へと移していただくことを期待しています。その際、建設業の大半を占める小規模事業者・一人親方が排除されず、正當に評価される制度設計としていただくようお願いいたします。 ・CCUSを評価の共通基盤とし、経営事項審査・見える化評価・建設業許可を連携させて事業者の手続き負担を軽減するとともに、住宅・民間工事でのCCUSの普及（就業履歴の蓄積）策を強化していただければと考えます。 ・住宅分野は民間工事が中心であり、公共工事を中心とした評価制度では捉えきれない特性があると考えます。住宅局の施策（担い手の中長期ビジョン、住宅リフォーム事業者団体登録制度等）とも連携したご検討をお願いいたします。 ・制度設計に当たっては、現場の技能者・職人の声を反映するため、技能者団体・労働組合の意見を継続的に聴きいただければ幸いです。	